

件名	愛媛県手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例	
主管課	財政課	
根拠法令等		
<p>【制定の概要】</p> <p>手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割について明らかにするとともに、手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者がその意欲と能力に応じて活躍し、全ての県民が障がいの有無、年齢等にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与するため、この条例を制定しようとするものである。</p>		
第1条 目的	第12条 教育環境の整備のための支援	
第2条 定義	第13条 情報の提供	
第3条 基本理念	第14条 事業者への支援	
第4条 県の責務	第15条 意思疎通手段に関する情報の収集等	
第5条 県民の役割	第16条 災害時等における情報の伝達	
第6条 事業者の役割	第17条 財政上の措置	
第7条 都道府県障害者計画との関係	附則	
第8条 啓発及び学習等の機会の確保等		
第9条 手話文化の保存、継承及び発展		
第10条 意思疎通支援者の確保等		
第11条 相談及び支援の体制の整備等		
施行日	令和8年4月1日	
<p>【その他参考事項】</p>		